

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

93

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

農林水産省所管の交付金「地域での食育の推進事業」の見直し

提案団体

埼玉県、さいたま市、秩父市、狭山市、坂戸市、美里町

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

「地域での食育の推進事業」に関する経費について「申請できない経費」の明確化や運用の見直しを行うこと。また、事業実施計画書策定時に求められる経費の根拠について、内容を簡素化すること。

具体的な支障事例

【現行制度】

「地域での食育の推進事業」における補助対象外経費は、実施要綱の中の「申請できない経費」として明確化されている。また、交付申請時に提出する実施計画書で、特に食材費は品目別の使用量と単価など詳細な根拠の記載が求められる。

【支障】

補助対象経費に関して、例えば食材費は、調味料やパン粉は本事業の調理体験のみに使用したのもでも、汎用性が高いとして対象外とされる。印刷費について、食育啓発のために作成したのもでも、不特定多数に配布すると判断され対象外となった。

いずれも、実施計画に記載する事業のみに使用するものであり、「申請できない経費」(本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費)に該当しないと考えるが、基準が明確でない。

また、実施計画書で求められる食材費(農産物)に関して、単価が時価であり、実施計画と実績報告とでは、ほぼ変更が生じることとなるなど、必要性の薄い事務に負担が重くなっている。

以上のように、対象経費の考え方が明確でなく、実施計画の策定も煩雑であり、円滑に事業を実施できない。

また、平成 29 年の提案事項「地域での魅力再発見食育推進事業(本事業の前身)の見直し」にて「対象経費についてさらに拡大したい」との第 1 次回答があった。しかし、今年度事業にて必要な品目を協議したが、本事業に要する経費であっても汎用性が高いとの理由で対象外とされる品目の扱いに変更はなく、対象経費の拡大についてどのように対応されたのか不明である。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

対象外経費の明確化や運用の見直し等が図られることで、円滑な事業実施に繋がり、当該交付金が利用しやすくなる。

根拠法令等

食料産業・6次産業化交付金実施要綱
食料産業・6次産業化交付金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、青森県、石川県、長野県、山口市、京都府、京都市、尼崎市、鳥取県、宇和島市、大分県

○当府においても、提案団体と同様の支障があり、補助対象経費等の考え方が細かく明記されることで、本交付金に係る事務の簡素化につながる。

○補助対象経費の中で「申請できる経費」と「申請できない経費」が明確でなかったため、交付申請時の実施計画で予定した経費の多くが補助対象外（自己負担）となった。

○当市においても、同様の支障事例が生じている。

計画書の段階で、調味料やラップ、キッチンペーパーといった消耗品は、対象外になるとの指摘があった。本事業でのみの使用が証明できないとの意図があるものと考えられるが、通常、調理実習や試食品作成においては、調味料やラップ、キッチンペーパー等は必ず必要な品目である。これらを委託先である食生活改善推進協議会に用意してもらうことは、協議会に大きな負担をかけることにもなる。

また、実施計画書において、今回、郷土料理の調理実習として使用する農産物や海産物は価格の変動幅が大きく、メニューもレシピ集から選択することになっており、食材費に関する単価設定は非常に困難である。

さらに、食材費に関しても相見積もりによる業者選定をという指導内容であったが、実際は見積り段階とは金額が異なってくる可能性は大きい。

従って、対象経費の品目の拡大と、実施計画書の記載内容の簡素化を図ることで、交付金が利用しやすくなる。

○【支障事例】

交付対象となる経費の内容について、明確な判断基準がないため、事務手続きが煩雑になり、事業の円滑な実施に支障をきたす事例がある。

(1)食材費

食材費については、実施要綱上、交付対象経費となっているが、運用上、汎用性がある調味料は原則交付対象外とされている。調味料の範囲が明確ではない上、事業実施のために購入した調味料をすべて使い切ったことが証明できる場合は交付対象となるなど、交付対象、交付対象外の判断基準が明確ではない。

(2)消耗品費

消耗品費も実施要綱上、対象経費となっているが、消耗品の範囲が明確ではなく、料理講習会などで必要となる割り箸、紙皿、キッチンペーパー、食器用洗剤などはすべて使い切ったことが証明できる場合のみ交付対象となるなど、交付対象、交付対象外の判断基準が明確ではない。

○本県においても、提案団体と同様の支障が毎年生じているため、現行制度を見直してほしい。

また、他の事業に比べ、事務量・提出資料が膨大であることから、簡素化してほしい。

○実施計画記載事業は、調理実習を複数回（10回予定）伴う事業であり、衛生管理徹底のため、「ペーパータオル」「薬用せっけん」「漂白剤」等は本事業実施には必須消耗品と考えるが、「汎用性が高い」ということで対象外になった。その他の消耗品についても同様の理由でほぼ対象外となったが、要綱の別記2「交付対象経費」や「申請できない経費」からは読み取ることができず、また、「汎用性」の基準が不明であった。

○【現行制度】

「地域での食育推進事業」（農水省）は、食料産業・6次産業化交付金のうち、第3次食育推進基本計画に掲げられた目標で、食文化の継承等の達成に向け、地域の関係者が連携して取り組む食育活動を支援するものとしている。今年度から都道府県を通じての申請・交付となっており、本市としては、実施計画書を県に提出した段階である。

【支障】

計画書提出に際しては、調理実習の食材費や啓発物の印刷費等、補助対象経費に関し、県を通じて、事業の性質上から現実的に困難な計画修正に時間を要し、結果、事業実施期間が短くなった。

○事業実施計画策定時に給食費日額を根拠に食材費を算出したところ、食材の内訳を記載するよう指示され、訂正した。

しかし、計画時に記入した食材はあくまで例示であり、実際に試作や調理講習等で使用する食材は計画と異なる場合がある（農林水産省でも、実績報告時には変更となっても構わないとしている。）。

また、食材は元々対象事業に使用するものとして必要量を調達している上、仮に余りが出たとしても、給食に提供できるほどの量はなく、転売することも不可能である。

以上のことから、計画策定時に食材の内訳を細かく確認するのではなく、給食費日額を根拠に食材費を算定する方法を認めるとともに、対象外となる経費については事前に明示すべきである。

○補助対象外経費について

現行制度では当該事業のみで使用しているものにも関わらず、食材費の中でも調味料は「汎用性が高い」という理由で補助対象外となる。また、印刷費については使用枚数の詳細な記録を求められ、配布資料として使用し

たもの以外の計上は認められない。

「都道府県事業実施計画の協議」について

交付申請の前に、実施要綱別記2第5により、都道府県事業実施計画を農政局長に提出し、その内容の妥当性について協議を行うプロセスが追加された。交付決定までに同様の事業計画を繰り返し提出することになり、必要性が感じられないとともに実施主体への交付決定が遅れ、事業実施に支障が出るおそれがある。

間接補助について

県で事業を実施せず、県内市町村等が実施主体で事業申請した場合、間接補助となり、県で計画をとりまとめ、検査を実施する等の業務が発生するが、県が仲介する必要があるか疑問である。また、ソフト事業で事業額が小規模である割に検査・書類確認にかかる事務作業は他の国庫補助事業と同様に煩雑であり、市町村等が事業を申請する際の支障となる。

○実施要綱上は、「申請できない経費」(本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費)、と規定されているが、その経費がどのようなものか明確に示したものはない。

本県でも調理体験を実施予定としている組織があるが、どの経費が申請できない経費にあたるか明確にしてくれなくては、積算が変わり、補助額が変わってくることになり、申請者並びに実施計画を確認する立場にある県においても判断に困る状況。

また、実施計画書で求められる食材費(農産物)に関して、単価が時価であり、実施計画と実績報告とでは、ほぼ変更が生じることとなるなど、必要性の薄い事務への負担が重い。

本事業については、事業実施主体として行政機関から民間事業者まで幅広く網羅されているが、事業実施計画の段階で詳細な計画及び積算が必要となり、事業実施に不慣れな民間事業者では、事業参加が難しいと感じる。食育においては、民間事業者の活動が大きく貢献していることから、食育を推進していくためにも、民間事業者も取り組みやすいような事業設計や提出書類の検討が必要と考える。

各府省からの第1次回答

○申請できない経費の明確化について

「申請できない経費」については、本事業の実施要綱に明示している。

また、国の補助事業において、事業者から申請のあった事業実施計画の事業経費を無審査で補助対象として認めることはないものと考えている。例えば、実施要綱の補助対象経費に該当する経費項目であっても、費用対効果が説明できない経費、その事業にのみ使用することが説明できない消耗品類などは、各農政局等が事業者と協議のうえ、補助対象経費から除外又は必要量の見直し等を行うこととなる。このような農政局等の判断は、本事業の設計に係るものではなく、国の補助金等予算を適正に執行する観点から行われるものである。当省としても、各事業者による適正かつ効果的な事業実施を支援してまいりたいことから、事業実施計画において判断に悩む場合は、各農政局に前広に相談願いたい。

○補助対象経費の見直しについて

本事業の補助対象経費の区分は、他の補助事業と同様となっており、会計事務を適正に行う必要から、区分の見直しはしない。

なお、H30事業は、H29事業と事業内容は変わらないが、補助対象経費数は約50%増加しており、通常の食育事業であれば事業経費を概ねカバーできると考える。

○事業実施計画の経費の根拠について

本事業に関わらず国の補助事業においては、事業経費の根拠が示されなければ、補助金の交付額を確定できない。事業の適正な実施の確保のため、面倒であっても、経費の積算根拠を事業実施計画においてお示しいただくようお願いする。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○申請できない経費の明確化について

「実施要綱の補助対象経費に該当する経費項目であっても、費用対効果が説明できない経費、その事業にのみ使用することが説明できない消耗品類などは、補助対象経費から除外又は必要量の見直し等を行う」とのことだが、実施計画の策定時に調味料やパン粉等の食材費を、本事業にのみ使用したと立証することが困難であり、実態として本事業にのみ使用した費用も「汎用性が高い」との理由で補助対象経費として認められていない。

また、実施計画時点で「本事業にのみ使用(本事業で全て使いきる)」ことを求められているが、事業に必要な消耗品等に不足があっては、円滑な事業実施を行うことができない。

「判断に悩む場合は、各農政局に前広に相談願いたい」とのことだが、判断基準が明確でない現状では、逐一

相談する必要があり双方の負担となる。なお、相談したところで本事業に要する経費であっても汎用性が高いという理由で対象外とされる扱いに変わりはないと思われる。

○補助対象経費の見直しについて

「補助対象経費数が約 50%増加している」とのことだが、上記のとおり、食材費や消耗品費等が「汎用性が高い」という理由で補助対象外経費とされており、事業経費がカバーされているとは言い難い。

○事業実施計画の経費の根拠について

本提案の趣旨は経費の積算根拠自体を省略したいものではない。変動幅が大きい各食材費について、計画時に時価で記載するなど、必要性の薄い事務について記載方法の簡素化を求めるものである。例えば、過去の事例などから1食分の食材費と参加予定人数によって積算する方法などにより、事業経費の根拠を示すことができると思われる。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

なお、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

申請できない経費が明確でないのご意見や事業実施計画策定時の経費の積算根拠の簡素化に係るご提案については、あらためて各県等からの聞き取りや本省及び農政局担当者による会議の開催等により本件に係る現状分析を適切に行い、申請できない経費の明確化や経費積算の簡素化等に係る見直し等、円滑な事業実施を確保するために必要な措置を講じてまいりたい。

平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）記載内容

6【農林水産省】

(13)食料産業・6次産業化交付金

食料産業・6次産業化交付金の交付対象事業のうち、地域での食育の推進事業については、地方公共団体及び地方農政局から意見聴取を行った上で、地方公共団体における事務の円滑な実施に資するよう、申請できない経費の明確化や、事業実施計画策定時における経費の積算の簡素化を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。